

## 令和2年度第2回滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会【概要】

- 開催日時：令和2年（2020年）9月14日（月）14：00～16：00
- 開催場所：滋賀県庁東館7階大会議室

### 1 開会

障害福祉課長挨拶

### 2 委員長挨拶

### 3 令和元年度取組状況報告書（案）について

資料1-1、1-2について事務局説明

（委員）

- ・6ページ一番下の表。類型別相談件数のイ労働5件だが、8ページの方は6件になっている違いは。

（事務局）

- ・重複して障害を持っている場合は2か所でカウントするため、合計が合わない。

（委員）

- ・6ページは件数と考えてよいか。

（事務局）

- ・そのとおり。

（委員）

- ・労働で件数の多い具体的な場面を教えてください。例えば、会社の場面なのか。

（事務局）

- ・9ページのイ労働・雇用分野に事例を記載している。5件のため傾向までは把握できないが、1件は差別に関する相談で他は合理的配慮の相談であった。その他、不明の中に人事異動が意に沿わないという相談もあった。

（委員）

- ・9ページのア教育分野の事例について、結局傾聴で保護者は納得したのか。

（事務局）

- ・教育委員会からの話を伝えて保護者の方の納得をいただいた。

（委員）

- ・建物の事例で、今後無人化駅が増えていくと思うが、移動権の問題。障害者が移動する上で合理的配慮と微妙な関係である。田舎に行けば行くほど無人化は進んでいくと思う。微妙なラインを今後判断していくべき。アドボケーターのモチベーションの維持の仕方と、兼ね合いをどのようにしていくのか。今は相談員につなぐだけの役割だが、もっと機能強化していくべきだと思うがどうか。

(事務局)

- ・昨年度の事例を 11 ページのキ建物・公共交通分野に掲載している。移動に加えて、例えば無人駅では切符が使えないときに電話でやり取りするが、聴覚障害者は電話でやり取りができない問題などが出てくる。県の交通部局と連携をとり、話をしているところ。今度、鉄道会社と意見交換を行う予定。みなさんからの意見を伝え、問題意識を持って対応いただきたいと伝えていく。
- ・アドボケーターについては、事業者との話し合いの場に出向いてもらうことも考えていきたい。

(委員)

- ・ 7 ページ発生地の圏域別で不明が 21 件あるが、合計 58 件のうち 21 件（約 40%）は多いのではないか。

(事務局)

- ・確かに多いが、例えば HP 上で差別的な発言がされているとか、精神障害のある方からの相談で 10 年以上前の医療保護入院を強制的にさせられた件などは場所の特定ができないため、このような集計になっている。

(委員)

- ・ 7、8 ページで難病等が全て 0 だが、滋賀県難病相談支援センターで相談が完結しているということか。

(事務局)

- ・たまたま県への相談がなかった。難病支援センターで受けた件数は不明で、県で受けた件数は 0 件であったということ。

(委員)

- ・アドボケーターを設置して約 1 年経つが、なかなか周知できていないと思っている。もっと周知できれば、相談につながり、差別の解消につながる。アドボケーターが活動しやすい状況や意義を見出すような支援をしていきたい。関係機関もしっかりと周知しながら活動を支援してほしいと考えるが成果がでていないように思う、どのようにお考えか。

(事務局)

- ・地域アドボケーター、市町、県の 3 者による 7 圏域での情報交換会でも話題に上がった。今年度の取組として、身体障害者手帳、療育手帳の交付時に渡す「手帳のしおり」にアドボケーターについて記載している。パンフレットやポケットティッシュにも QR コードを掲載して周知に取り組んでいる。アドボケーターや皆さんにも周知の協力をしてほしい。滋賀県独自の制度で、試行錯誤のところもあるが、できるだけ情報交換会や研修会を実施して実効性のあるものにしたい。

(委員長)

- ・大津でも GH 建設に反対があった。この問題にどのように向き合っていくべきか、ご意見いただきたい。
- ・就労支援事業所を立ち上げる時に反対はなかったか。

(委員)

- ・私たちの時はなかったが、多かれ少なかれこういう問題はでてくる。条例の中身をしっかりと伝えるのは大切だが、それを振りかざすのではなく、一緒に障害者の方と暮らしていくという条例の理念をしっかりと伝えていくことが大切ではと思う。

(委員)

- ・施設を建設する際の反対はなかった。もともと市の建物であり、使ってくださいと言われた。

(委員)

- ・最初に地元の反対があっても、施設ができて地域がよくなった事例もあるので、そういう事例を伝えて説得する手もあるのではと思う。

(委員長)

- ・施設を建設するときには地域から反対があったが、施設の利用者が地域で頑張っている姿を見せて、今では地元の祭りに参加するまでになったという事例があった。

(委員)

- ・施設を建設するには条例ができたことでアプローチしやすくなったが、一人ひとりの人権の大切さをわかってもらうことが大切。コロナの差別など、だんだん世の中厳しくなっている。人の余裕がなくなっている時代になっている。地域の状況に応じて、有力な方へのアプローチや市町の協力が必要。

(委員長)

- ・市町の協力も大きいところあると思う。

(委員)

- ・施設を建設する際には、自分の地元だったので、反対はなかったが、施設の事業内容が難しく、何をするんだという感じだったので、お酒を飲みながらゆっくり自治会長と自治会の方々に理解を得て、今では普通に屋号のように地域にある。

(委員長)

- ・時間をかけてどれだけ地域とつながりを太くできるか。私たちの活動を見てくださという繋がりのある活動をしていきたい。

(委員)

- ・グループホームを立ち上げる時に反対がありそうだったが、設立を回覧板などでお知らせして、地元のお祭りに呼ばれるなどだんだんつながりできた例があった。

#### 4 今年度の差別解消の取組について

資料2-1、2-2について事務局より説明

(委員)

- ・当事者、事業者、県民にどう周知するか。知的障害者も声を上げていいんだということを知ってほしい。アドボケーターや県に周知を任せるのではなく、私たち委員を含めてどのように周知していくか。圏域ごとの取組が大事になってくる。

(委員)

- ・地域の障害者自立支援協議会としてアドボケーターとの関係を強化しなければならないと思っている。権利擁護部会を中心にアドボケーターとの関係を強くする活動をしている。しかし、自覚を持っていても、仕事を持っている方がやりにくい状況がある。自分の職場では、アドボケーターの方に積極的にやってくださいと言い、フォローしているが、そう言ってもらえない職場の方は活動しにくいのでは
- ・市町から条例が施行されたこと、アドボケーターが設置されたことをお知らせできないか。

(事務局)

- ・いろいろな仕事をしながらアドボケーターの活動をしてもらっているのだから、職場の理解も必要だと思うが、県からお願いまではしていない。必要であれば県からお願いに行くことも検討したい。

(委員)

- ・一点提案がある。PR 動画の利用について、DVD でもらえれば役場の待合室等で流せるのでは。著作権をはずして市町でも流せるようにすれば市民の目にも入りやすいのではと思う。

## 5 時期滋賀県障害者プランの骨子案について

資料3-1～3-3について事務局より説明

(委員)

- ・課題の内容が横断的になったことはとてもいいことだと思う。1点目、基本理念にも「ともに育ち・学ぶ」というキーワードを入れて欲しい。インクルーシブ教育が大事だと思うので。2点目コミュニケーションの情報交換会が立ち上がっているが、どうなっているのか。コミュニケーションという分野を入れるのであれば、言語障害の方も入れていただけないか。失語症の方は入れていただいていると思うが。普段の生活でどれくらい伝わっているかが課題だと思うので。

(事務局)

- ・基本理念は大きなくくりでの生きるということや生活を示し、基本目標ではそれを細かく言っている。理念と目標は明確化する必要があると考えているが、検討したい。2点目については、素案をつくるので、またご意見いただきたい。

(委員)

- ・10ページ以降の活動目標、指標はこれから埋めることと思うが、ここがないと検討できないので、次回にはここが埋まっているようにお願いしたい。

(事務局)

- ・すべての項目に活動目標と指標が入るかどうかはこれから整理する。滋賀県独自の活動目標や指標は考えているし、国から盛り込まなければならない目標や指標も増えているので、しっかりと明記していきたい。